

令和 3 年 8 月の市民の声（全 5 通のうち 1 通）

◇ゴミの焼却について

【ご意見・ご提案など】

ゴミの焼却についてですが、季節に関係なく、あちこちの家で燃やしています。今日は 6 時頃、部屋に煙が入ってきて目が覚めました。週末になると燃やしている家もあります。現場を目撃しても注意する勇気はありません。これから稲刈りになると、もみ殻を燃やす人も出てきます。

注意していただくことはできないでしょうか。

（令和 3 年 8 月 21 日）

【お返事】


野焼きは、市内の広範囲で突発的に発生しています。野焼きの連絡を受けて、担当課が現場に急行しても、すでに野焼きが終わっている場合や、実際は野焼きでなかった場合など、状況はさまざま、対応に大変苦慮しているところです。

野焼きの禁止については、例年、年度当初に行政区長様を通じて周知を行い、希望する行政区には、野焼きを禁止する旨を記載したパンフレットを配布するなどの取組を行っています。今後は、稲刈り時期などに広報車で野焼きの禁止を呼びかけ、一層の周知活動に取り組むこととしています。

なお、もみ殻の焼却については、農業を営む上でやむを得ない場合もありますが、火災になるおそれや、煙や臭いにより近隣住民の生活環境に支障をきたすと判断される場合は、担当課で指導を行っています。また、農林課や農協と連携し、農業関係者に「もみ殻等の焼却防止」の周知などに取り組んでいます。

ご連絡を受け、同日に現場のパトロールを行いました。今回は場所を特定することはできませんでした。野外焼却については、焼却している現場で直接指導することが最も有効です。焼却現場を見つけた場合、廃棄物対策課、警察、消防署までご相談ください。

（担当：廃棄物対策課）

問合せ：秘書広報課  773-6658